

訪問看護

重要事項説明書

(介護・医療)

様

株式会社 プラスディー

訪問看護ステーション さくらの樹 サテライト日本橋

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社プラスディー
代表者氏名	堂阪 宜雄
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市平野区喜連 2-5-63 シンコービル 4A 電話:(06)6776-2445 FAX:(06)6776-2446
法人設立年月日	2013年8月8日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション さくらの樹
介護保険指定 事業所番号	2765890237
事業所所在地	大阪市浪速区日本橋東1丁目5番2号 ライフステージ日本橋503号
連絡先 相談担当者名	電話:(06)6706-1911 FAX:(06)6706-1912 岸田 尚子
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市全域・松原市・八尾市・東大阪市・堺市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護ステーションさくらの樹が実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師が要介護状態又は要支援状態にある者で、主治の医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対して、適切な指定訪問看護を提供する事を目的とする。
-------	--

運営の方針	<p>1 指定訪問看護に携わる看護師等は、要介護者等に心身の特性をふまえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図る。</p> <p>2 指定訪問看護の実施にあたっては、指定介護居宅支援事業者その他、保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者と密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、サービスの提供に努める。</p> <p>3 前2項のほか、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省第37)号」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
-------	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし国民の祝日、8月13～15日、12月30日～1月3日は除きます
営業時間	8時45分～17時15分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日 ただし国民の祝日、8月13～15日、12月30日～1月3日は除きます
サービス提供時間	9時～17時 サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 岸田 尚子
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	<p>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</p> <p>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</p> <p>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常勤 1名

看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常 勤 名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。 	常 勤 名 (正看 名) (准看 名) 非常勤 名 (正看 名) (准看 名)
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 	常 勤 名 非常勤 名
理学療法士 ・ 作業療法士	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供したリハビリテーション内容などを記載した訪問看護報告書を作成します。 	常 勤 名 (理学 名) (作業 名) 非常勤 名 (理学 名) (作業 名)

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します

訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容</p> <p>①病状・障害の観察と看護・健康管理 (心身の状態を観察し、異常の早期発見や再発防止のための看護を行います。)</p> <p>②療養生活指導 (日常生活のリズムを整え、食事・排泄・運動など様々な療養上の助言を行い、健康状態の維持・改善を図ります。)</p> <p>③服薬管理 (薬の効果確認や服薬に関する助言・副作用の観察を行います。)</p> <p>④食事・水分・栄養摂取の管理・排泄ケア (脱水・栄養障害・誤嚥の危険性や排泄トラブル等を判断し適切な看護を行います。)</p> <p>⑤清拭・洗髪・入浴介助・陰部洗浄など清潔の看護 (皮膚などを清潔に保ち、心身の状態・皮膚トラブルや関節の動きなどを観察し、皮膚科処置も行います。 特に病状が不安定、体動制限がある場合などは看護師が行います。)</p> <p>⑥褥瘡(床ずれ)や創傷の処置 (医師の指示に基づき処置を行います。 また、褥瘡予防の相談・助言を行います。)</p>
---------	---

	<p>⑦医療機器等の操作援助・管理</p> <p>(膀胱留置カテーテル・経管栄養・在宅酸素療法・人工呼吸器・気管カニューレ・人工肛門などを管理すると共に相談助言、緊急時対応を行います。)</p> <p>⑧リハビリテーション</p> <p>(要介護状態の悪化防止・機能訓練・安楽な体位・褥瘡や肺炎など二次障害や合併症を防止します。)</p> <p>⑨認知症の看護</p> <p>(心身の状態を観察し、服薬・コミュニケーションの援助や生活リズムの調整などの助言と看護を行います。)</p> <p>⑩ターミナルケア・緩和ケア</p> <p>(痛みや倦怠感・苦痛緩和の看護・医療処置だけでなく家族も含め精神的支援や医師や介護スタッフなど関係者との連携、緊急時の対応などを行います。)</p>
--	---

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 6 その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

●介護保険を使用する場合（要介護）

【 看護師・准看護師による訪問の場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼間（8時～18時）					
20分未満（314単位）	看護師による場合	3,491円	350円	699円	1,048円
20分未満（283単位）	准看護師による場合	3,146円	315円	630円	944円
30分未満（471単位）	看護師による場合	5,237円	524円	1,048円	1,572円
30分未満（424単位）	准看護師による場合	4,714円	472円	943円	1,415円
30分以上（823単位）	看護師による場合	9,151円	916円	1,831円	2,746円
1時間未満（741単位）	准看護師による場合	8,239円	824円	1,648円	2,472円
1時間以上（1,128単位）	看護師による場合	12,543円	1,255円	2,509円	3,763円
1時間30分未満 （1,015単位）	准看護師による場合	11,286円	1,129円	2,258円	3,386円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）基本料金の25%増					
深夜（22時～6時）基本料金の50%増					

【 理学療法士等による訪問の場合 】

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
20分	昼間（294単位）	3,269円	327円	654円	981円
	早朝夜間（368単位）	4,092円	410円	819円	1,228円
	深夜（441単位）	4,903円	491円	981円	1,471円
40分	昼間（588単位）	6,538円	654円	1,308円	1,962円
	早朝夜間（735単位）	8,173円	818円	1,635円	2,452円
	深夜（882単位）	9,807円	981円	1,962円	2,943円
60分	昼間（795単位）	8,840円	884円	1,768円	2,652円
	早朝夜間（994単位）	11,053円	1,106円	2,211円	3,316円
	深夜（1,193単位）	13,266円	1,327円	2,654円	3,980円

◎次の基準のいずれかに該当する場合は、1回につき8単位を減算する。

- ①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること
- ②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと

●介護保険を使用する場合（介護予防）

【 看護師・准看護師による訪問の場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼間（ 8時 ～ 18時 ）					
20分未満（303単位）	看護師による場合	3,369円	337円	674円	1,011円
20分未満（273単位）	准看護師による場合	3,035円	304円	607円	911円
30分未満（451単位）	看護師による場合	5,015円	502円	1,003円	1,505円
30分未満（406単位）	准看護師による場合	4,514円	452円	903円	1,355円
30分以上（794単位）	看護師による場合	8,829円	883円	1,766円	2,649円
1時間未満（715単位）	准看護師による場合	7,950円	795円	1,590円	2,385円
1時間以上（1,090単位）	看護師による場合	12,120円	1,212円	2,424円	3,636円
1時間30分未満（981単位）	准看護師による場合	10,908円	1,091円	2,182円	3,273円
早朝（ 6時 ～ 8時 ）、夜間（ 18時 ～ 22時 ）基本料金の25%増					
深夜（ 22時 ～ 6時 ）基本料金の50%増					

【 理学療法士等による訪問の場合 】

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
20分	昼間（283単位）	3,158円	316円	632円	948円
	早朝夜間（355単位）	4,947円	395円	790円	1,185円
	深夜（426単位）	4,737円	474円	948円	1,422円
40分	昼間（568単位）	6,316円	632円	1,264円	1,895円
	早朝夜間（710単位）	7,895円	790円	1,579円	2,369円
	深夜（852単位）	9,474円	948円	1,895円	2,843円
60分	昼間（426単位）	4,737円	474円	948円	1,422円
	早朝夜間（533単位）	5,926円	593円	1,186円	1,778円
	深夜（639単位）	7,105円	711円	1,421円	2,132円

◎次の基準のいずれかに該当する場合は、1回につき8単位を減算する。

①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること

②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと

◎12月を超えて行う場合は、介護予防訪問看護費の減算を算定している場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。

指定訪問看護ステーション・病院又は診療所の場合（加算）※1割負担の場合

加 算	利用料	利用者負担額	算 定 回 数 等
緊急時訪問看護加算Ⅰ	6,672円	668円	1月に1回
特別管理加算（Ⅰ）	5,560円	556円	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	2,780円	278円	
ターミナルケア加算	27,800円	2,780円	死亡月に1回
初回加算（Ⅰ）	3,892円	390円	初回のみ（退院日の訪問時）
初回加算（Ⅱ）	3,336円	334円	初回のみ（退院日の翌日以降の訪問時）
退院時共同指導加算	6,672円	668円	1回当たり
口腔連携強化加算	556円	55円	1月に1回
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	2,824円	283円	1回当たり（30分未満）
	4,470円	447円	1回当たり（30分以上）
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	2,235円	224円	1回当たり（30分未満）
	3,525円	353円	1回当たり（30分以上）
長時間訪問看護加算	3,336円	334円	1回当たり
看護介護職員連携強化加算	2,780円	278円	1月に1回
看護体制強化加算（Ⅰ）	6,116円	612円	1月に1回
看護体制強化加算（Ⅱ）	2,224円	222円	1月に1回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	66円	7円	1回当たり
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	33円	3円	1月に1回
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数 の10/100	左記の1割	1回当たり
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の5/100	左記の1割	1回当たり

※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、上記金額の90/100となります。

当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の85/100となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。）

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計

画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のカッコ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

●医療保険を使用する場合

- ① 40歳未満の方
- ② 要介護認定及び要支援認定で非該当と判定された方
- ③ 厚生労働大臣が定める疾病等の方
- ④ 介護保険の第2号被保険者で特定疾患の対象にならない方
- ⑤ 精神科訪問看護
- ⑥ 主治医より頻回の訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた方

精神科訪問看護以外

※（保険の種類にてご負担額が異なります）

基本利用療養費	算定回数等	利用料 (看護師)	利用料 (准看護師)	利用料(理学療法士、作業療法士・言語聴覚士)
訪問看護基本療養費 (1時間30分まで)	週3日目まで	5,550円	5,050円	5,550円
	週4日目以降	6,550円	6,050円	5,550円
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合	7,670円		
	2日目以降の訪問の場合	3,000円		

加算	算定回数等	利用料
24時間対応体制加算	実施月に1回	6,800円
特別管理加算	実施月に1回	(I)5,000円(II)2,500円
退院時共同指導加算	実施月に1回	8,000円
退院支援指導加算 (※90分を超えた場合、又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合)	実施月に1回	6,000円 ※8,400円
医療DX情報活用加算	実施月に1回	50円
在宅患者連携指導加算	実施月に1回	3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	実施月に2回まで	2,000円
訪問看護情報提供療養費	実施月に1回	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費1	実施月に1回	25,000円
夜間・早朝訪問看護加算	1日1回	2,100円
深夜訪問看護加算	1日1回	4,200円

※ 日常生活に必要な物品など 自費

※ 死後の処置料 20,000円＋消費税

精神科訪問看護 料金表

※（保険の種類にてご負担額が異なります）

（ア）訪問看護基本療養費 注1 保健師、看護師、作業療法士による訪問

精神科基本療養費（Ⅰ）	利用料金
週3日目まで 30分以上/30分未満 注1	5550円/4250円
週3日目まで 30分以上/30分未満 准看護師	5050円/3870円
週4日目以降 30分以上/30分未満 注1	6550円/5100円
週4日目以降 30分以上/30分未満 准看護師	6050円/4720円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）	同一建物居住者2名への訪問
週3日目まで 30分以上/30分未満 注1	5550円/4250円
週3日目まで 30分以上/30分未満 准看護師	5050円/3870円
週4日目以降 30分以上/30分未満 注1	6550円/5100円
週4日目以降 30分以上/30分未満 准看護師	6050円/4720円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）	同一建物居住者3名以上への訪問
週3日目まで 30分以上/30分未満 注1	2780円/2130円
週3日目まで 30分以上/30分未満 准看護師	2530円/1940円
週4日目以降 30分以上/30分未満 注1	3280円/2550円
週4日目以降 30分以上/30分未満 准看護師	3030円/2360円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	外泊時
	8500円

（イ）訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費	利用料金
月1日目の訪問の場合	7670円
月2日目以降の訪問の場合	3000円

（ウ）加算

加算	利用料金
夜間・早朝訪問看護加算（18～22時・6～8時）	2100円/回
深夜訪問看護加算（22時～翌6時までの時間）	4200円/回
24時間対応体制加算	6800円/月
精神科緊急訪問看護加算	2650円/日
特別管理加算Ⅰ	5000円/月
特別管理加算Ⅱ	2500円/月
退院時共同指導加算	8000円
特別管理指導加算	2000円
退院支援指導加算（※退院当日の訪問について、複数回の退院支援指導の合計が90分を超えた場合）	6000円/月 ※8400円/月
精神科複数回訪問加算	
1日2回	4500円
1日3回以上	8000円
複数名精神科訪問看護加算	
1日1回 注1	4500円

1日2回	注1	9000円
1日3回以上	注1	14500円
1日1回	准看護師	3800円
1日2回	准看護師	7600円
1日3回以上	准看護師	12400円
長時間精神科訪問看護加算		5200円
訪問看護情報提供療養費1		1500円/月
訪問看護情報提供療養費2		1500円/月
訪問看護情報提供療養費3		1500円/月
在宅患者連携指導加算		3000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2000円
看護・介護職員連携強化加算		2500円
精神科重症患者支援連携加算イ		8400円
精神科重症患者支援連携加算ロ		5800円
訪問看護ターミナルケア療養費1		25000円
訪問看護ターミナルケア療養費2		10000円
医療DX情報活用加算		50円/月

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。	
	1. 事業所から片道5キロメートル未満	0円
	2. 事業所から片道5キロメートル以上	250円
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の50%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1提供当りの料金の100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までにお渡し、または郵送します。

<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア お支払いは口座引き落としとなります。利用料は請求月の27日に引き落としとなります。引き落とし日が銀行休業日の場合、翌営業日の引き落としとなります。</p> <p>※口座引き落としの手続きが完了するまでは、現金でのお支払いか当事業所指定銀行へのお振込みでのお支払いとなります。</p> <p>イ お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>
--	--

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

<p>利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。</p>	<p>ア 相談担当者氏名 岸田 尚子</p> <p>イ 連絡先電話番号 (06)6706-1911 同ファックス番号 (06)6706-1912</p> <p>ウ 受付日及び受付時間 月曜日～金曜日 (祝日を除く)9時～17時</p>
---	---

※当事業所では、24時間対応体制をしており安全安楽な訪問看護提供を行うために、固定の担当看護職員の訪問ではなくチーム制で複数の看護師による訪問看護の提供を行っております。その点、ご理解ご協力をお願いいたします。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師 岸田 尚子
虐待防止に関する担当者	

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
---------------------------------	--

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	---

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主 治 医 氏 名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	
	連 絡 先	

※緊急時の救急車の同乗他

介護保険・医療保険に関わる訪問看護サービスは、利用者宅以外での看護サービスは認められていません。利用者急変時の看護師等の救急車同乗など、利用者宅以外の訪問看護については保険給付対象外のサービスと（自費訪問看護）となりますことをご了解ください。また、当事業所では基本、職員による救急車への同乗サービスは行っておりません。例外で同乗する事となった場合は別途、時間単価による自費、搬送先病院からの看護師交通費などを請求させていただきます。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	業務に起因する対人・対物

12 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- 1 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 2 サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- 3 サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。請求申請があれば、申請後1ヶ月以内に開示可否の回答書を通知致します。開示申請1件につき5000円の手数料がかかります。また、記録用紙1枚複写につき100円の手数料がかかります。
- ③ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 岸田 尚子

- (2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					

/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
/ ()	: ~		円+	円	円
24 時間対応体制加算	あり ・ なし			円	円
特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)	あり ・ なし			円	円
退院時共同指導加算	あり ・ なし			円	円
特別管理指導加算	あり ・ なし			円	円
退院支援指導加算	あり ・ なし			円	円
	お支払い月			月分	月分
	支払い額の目安			円	円

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ・管理者は訪問看護員に事実関係の確認を行う。
 - ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションさくらの樹 管理者 岸田 尚子	電話番号 (06) 6695-7933 ファックス番号 (06) 6695-7933 受付時間 8時45分～17時15分 (事業所営業日)
【市町村の窓口】 浪速区保健福祉センター 保健福祉課(高齢者支援担当)	所在地 浪速区敷津東1丁目4番20号 電話番号 (06) 6647-9859 受付時間 平日9時～17時
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 中央区常磐町1丁目3番8号 電話番号 (06) 6949-5418 受付時間 平日9時～17時

サービス提供に関する相談、苦情について

苦情申し立て窓口

大阪府／市町村の介護保険担当窓口

市町村名	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号（代表又は直通）
大阪市	福祉局高齢者施策部介護保険課	530-8201	北区中之島 1-3-20	06-6208-8028
大阪市	北区保健福祉センター福祉課	530-8401	北区扇町 2-1-27	06-6313-9859
大阪市	都島区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	534-8501	都島区中野町 2-16-20	06-6882-9859
大阪市	福島区保健福祉センター保健福祉課（介護保険・高齢者福祉）	553-8501	福島区大開 1-8-1	06-6464-9859
大阪市	此花区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	554-8501	此花区春日出北 1-8-4	06-6466-9859
大阪市	中央区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	541-8518	中央区久太郎町 1-2-27	06-6267-9859
大阪市	西区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	550-8501	西区新町 4-5-14	06-6532-9859
大阪市	港区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	552-8510	港区市岡 1-15-25	06-6576-9859
大阪市	大正区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	551-8501	大正区千島 2-7-95	06-4394-9859
大阪市	天王寺区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	543-8501	天王寺区真法院町 20-33	06-6774-9859
大阪市	浪速区保健福祉センター保健福祉課（高齢者支援担当）	556-8501	浪速区敷津東 1-4-20	06-6647-9859
大阪市	西淀川区保健福祉センター保健福祉課 （総合福祉グループ高齢者支援チーム）	555-8501	西淀川区御幣島 1-2-10	06-6478-9859
大阪市	淀川区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	532-8501	淀川区十三東 2-3-3	06-6308-9859
大阪市	東淀川区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	533-8501	東淀川区豊新 2-1-4	06-4809-9859
大阪市	東成区保健福祉課（介護保険・高齢者福祉）	537-8501	東成区大今里西 2-8-4	06-6977-9859
大阪市	生野区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	544-8501	生野区勝山南 3-1-19	06-6715-9859
大阪市	旭区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	535-8501	旭区大宮 1-1-17	06-6957-9859
大阪市	城東区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	536-8510	城東区中央 3-5-45	06-6930-9859
大阪市	鶴見区保健福祉センター保健福祉課（高齢者支援）	538-8510	鶴見区横堤 5-4-19	06-6915-9859
大阪市	阿倍野区保健福祉センター保健福祉課	545-8501	阿倍野区文の里 1-1-40	06-6622-9859
大阪市	住之江区保健福祉センター保健福祉課（高齢・介護保険）	559-8601	住之江区御崎 3-1-17	06-6682-9859
大阪市	住吉区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	558-8501	住吉区南住吉 3-15-55	06-6694-9859
大阪市	東住吉区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	546-8501	東住吉区東田辺 1-13-4	06-4399-9859
大阪市	平野区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	547-8580	平野区背戸口 3-8-19	06-4302-9859
大阪市	西成区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	557-8501	西成区岸里 1-5-20	06-6659-9859
八尾市	地域福祉部高齢介護課	581-0003	八尾市本町 1-1-1	072-924-9360
東大阪市	福祉部高齢介護室高齢介護課	577-8521	東大阪市荒本北 1-1-1	06-4309-3185
松原市	健康部高齢介護課	580-8501	松原市阿保 1-1-1	072-334-1550
堺市	健康福祉局長寿社会部介護保険課	590-0078	堺区南瓦町 3-1	072-228-7513
堺市	堺区役所堺保健福祉総合センター地域福祉課	590-0078	堺区南瓦町 3-1	072-228-7520
堺市	中区役所中保健福祉総合センター地域福祉課	599-8236	中区深井沢町 2470-7	072-270-8197
堺市	東区役所東保健福祉総合センター地域福祉課	599-8112	東区日置荘原寺町 195-1	072-287-8112
堺市	西区役所西保健福祉総合センター地域福祉課	593-8324	西区鳳東町 6-600	072-275-1912
堺市	南区役所南保健福祉総合センター地域福祉課	590-0141	南区桃山台 1-1-1	072-290-1812
堺市	北区役所北保健福祉総合センター地域福祉課	591-8021	北区新金岡町 5-1-4	072-258-6651
堺市	美原区役所美原保健福祉総合センター地域福祉課	587-8585	美原区黒山 167-1	072-363-9316

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒556-0006 大阪市浪速区日本橋東 1 丁目 5 番 2 号 ライフステージ日本橋 503 号
	法人名	株式会社プラスディー
	代表者名	堂阪 宜雄
	事業所名	訪問看護ステーション さくらの樹 サテライト日本橋
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	